

平成31年度第1回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2019年4月24日（水）午後2時開会
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3S会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより平成31年度第1回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中13名の委員の方のご出席をいただいております、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤です。

平成31年度第1回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回の審議会におきまして、幌延風力発電事業更新計画の配慮書について答申案のご審議をいただきましたけれども、審議会の後、一部文言の調整等を行った上で、4月3日付けで答申をいただき、その内容に沿い、翌日付けで知事意見を述べたところでございます。委員の皆様には、これまで大変熱心にご審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

本日の議題についてですが、配慮書2件、方法書1件の計3件を予定しております。このうち、えりも岬風力発電所の配慮書については、本日、答申文（案）のご審議をいただきたいと考えております。また、松前町札前ウィンドファーム事業の配慮書については新規の案件です。

新たな案件も続いており、委員の皆様には何かとご負担をおかけし、恐縮ですが、引き続き慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1及び資料1-2、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は3件です。

議事（1）は、1回目の審議となる（仮称）松前町札前ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報

告、皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しております。

議事(2)は、2回目の審議となる(仮称)えりも岬風力発電所計画段階環境配慮書についてです。事務局からの2次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文(案)たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しております。

議事(3)は、2回目の審議となる(仮称)えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの方法書についての意見の概要等、2次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、25分程度を予定しております。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がありますが、その際は傍聴者及び報道機関の方には退室していただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

これからの議事進行は池田会長をお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 本日もよろしくをお願いいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、隅田委員と奈良委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事(1)ですが、本日1回目の審議となる(仮称)松前町札前ウインドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局(中村主査) 本配慮書につきましては、3月29日付で受理し、本審議会には4月1日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は、事業者から6月17日を期限として求められております。縦覧期間は3月29日から5月7日まで、一般意見の募集も5月7日までとなっております。

それでは、ご説明に入りますが、使用します資料は、配慮書の本体、資料1-1、資料1-2となります。

まず、図書を用いて、配慮書の内容についてご説明いたします。

事業者は、表紙にもありますとおり、エコパワー株式会社です。

3ページをごらんください。

2-2-3にありますように、事業規模は、単機出力2,000キロワットから4,300キロワットの発電機を22基程度、総出力は、最大9万4,600キロワットを想定しているとのことです。

その下に米印で記載がありますが、風車の基数については、事業実施想定区域の広さに対する風車の寸法を考慮し、おおむね設置できる基数が決まることから、単機出力が2,

000キロワットになった場合においても基数が倍になることはないとのことです。

4ページをごらんください。

事業実施想定区域は、渡島半島の南西部、松前町札前で、赤色の枠で示されたところが風車設置エリアで、青色で示されたところが搬入ルートとなります。

6ページをごらんください。

こちらは航空写真になりますが、風車設置エリアは主に森林地域であることがわかります。西側の搬入道路は松前町の町有牧場の管理道路、東側は道道となっております。

11ページ以降は、事業実施想定区域の検討状況の説明となっております。

図を見ながら事業者の考え方をご説明いたします。

14ページをごらんください。

真ん中にあります星印は事業者における風況調査地点であり、この地点の周辺において、局所風況マップから年平均風速5から6メートル/秒以上の範囲を青色の枠で示す検討エリアとしたとのことです。

15ページをごらんください。

大きな青色の枠の検討エリアのうち、新たな土地の改変面積を低減するため、既存の林道等を可能な限り有効利用することとし、現地踏査等により風車及び管理用道路の設置が可能と考えられる区域を、赤色の破線枠のとおり、事業実施想定区域案として絞り込んだとのことです。

16ページをごらんください。

16ページでは保安林、17ページでは農業地域及び農用地区域の指定状況と事業実施想定区域案の関係を図示していますが、区域案の北東部は保安林、南西部は農業地域に大まかに分かれていることがわかります。

このほか、法令等に係る指定地域を確認し、赤色の破線枠の事業実施想定区域を絞り込んだものが22ページの図となります。

風車設置エリアは、農業地域と風車の設置位置として現実的ではない谷部を除外し、尾根部周辺の高等線に沿って区域を絞り込んだとのことです。搬入ルートについては、尾根部に続く道道と町営牧場管理道路となっております。

また、22ページの図には環境配慮が特に必要な施設の位置が示されており、南側と西側にそれぞれの施設があることを確認しております。23ページの図は建築物との位置関係となりますが、主に海岸沿いに建築物が分布していることを確認しております。

さらに、24ページでは、周辺の河川とその集水域、取水施設の位置、25ページでは、植生自然度9以上の自然植生との位置関係を確認しております。

26ページをごらんください。

複数案の設定に関する記載ですが、結論としましては、事業実施想定区域は、現時点における事業を実施する可能性のある最大の範囲を示しているが、今後の環境影響評価の結果、風況、地形及び地質等を考慮し、事業実施区域の絞り込みが可能であることから、計

画段階配慮手続に係る技術ガイドに示される位置、規模からの複数案からの絞り込みの過程であり、位置、規模の複数案の一種とみなすことができるということです。

27ページは設置予定の風車の概要になりまして、風車の単機出力が2,000キロワットと4,300キロワットの場合が示されています。2,000キロワットの場合は、ローター直径が88メートル、風車高さが119メートル、4,300キロワットの場合は、ローター直径が120メートル、風車高さが145メートルと想定しております。

事業計画の概要は以上です。

次に、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明します。

62ページをごらんください。

こちらは、環境アセスメントデータベースによる注意喚起メッシュになります。事業実施想定区域は、搬入ルートも含めると四つに分割されまして、1カ所は情報なしですが、残り3カ所のうち、2カ所はオレンジ色のA3、残り1カ所は黄緑色のBとなっております。Aはチュウヒの生息が確認されていること、Bはオジロワシの生息が確認されていることによるとのことです。

79ページをごらんください。

植生の状況ですが、事業実施想定区域のうち、風車設置エリアにはおおむねトリアシシヨウマーミズナラ群集、一部にササーシラカンバ群落が見られます。

94ページをごらんください。

先ほども少し説明しましたが、重要な自然環境のまとまりの場になります。こちらの図で植生自然度9以上の自然植生は、チチマザサブナ群団、エゾイタヤシナノキ群集、ヒメヤシャブシータニウツギ群落があります。95ページでは、保安林の関係になりますが、風車設置エリアの大きい部分を土砂流出防備保安林が占めております。

99ページをごらんください。

景観資源を示した図となりますが、松前町の海岸沿いに続く松前段丘や桜で有名な松前公園などを選定しております。

101ページをごらんください。

こちらは、眺望点を示した図です。南側の松前公園が望める松前町第二公園のほか、北側の大千軒岳、また、人と自然との触れ合いの場としても選定しておりますが、西側の松前町営牧場などを選定しております。

38ページへお戻りください。

こちらの図は、事業実施想定区域周辺における風力発電事業の状況になります。青色の丸で示されているのは、1999年4月から運転を開始しておりますエコパワー株式会社の松前風力発電所となります。黄色のところは、ことし4月に運転開始予定となっている（仮称）松前北部風力発電事業です。

次に、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてです。

185ページをごらんください。

こちらの表は、本配慮書における配慮事項の選定結果となっておりますが、ほかの多くの配慮書案件と同様、工事計画については現在検討中であることから、工事の実施による影響は対象外としております。

なお、土地または工作物の存在及び供用による影響についても、影響が極めて小さい、影響を及ぼす存在がないなどの理由から一部を対象外としております。

232ページをごらんください。

こちらは、評価結果についての記載になりますが、事業実施により周辺環境に与える影響を検討した結果、配慮書段階において環境保全措置の検討を行うことにより重大な影響は回避または低減されていると評価しております。

表4-4-1は、環境要素ごとの懸念される環境影響と環境配慮の概要が整理されております。

以上が配慮書の説明となります。

続きまして、配慮書の内容について、事務局から事業者に対して1次質問を行い、回答をいただいておりますので、ご説明いたします。

資料1-1をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

質問番号1-3です。

本配慮書のインターネットでの公表が縦覧期間中のみで、印刷、ダウンロードができない状態となっていることから、継続した公表、ダウンロードや印刷などができる状態にすることについて見解を求めました。これに対して、第三者等が無断で使用等ができる状態での公表は企業として困難であるため、印刷、ダウンロード等が行えない設定としている、縦覧期間後については、環境省の要請に応じ、環境省のホームページにおいて公表を継続するとの回答でした。

次に、事業の目的及び内容に関する質問です。

質問番号2-6です。

社会的インフラ整備状況による絞り込みについてです。青色の枠で示される広い検討エリアからどのような考え方に基づいて赤色の点線の囲みに絞り込んだのかを確認しました。これに対して、風況による絞り込みに加え、資材等の搬入路確保、既設道路の活用による造成面積の低減のため、青色の囲み内で既存林道を多く活用できるエリアに絞り込んだとの回答でした。

3ページをごらんください。

質問番号2-22の②です。

事業実施想定区域に係る複数案の設定に関する質問です。事業実施想定区域が現時点で広く設定されておらず、既に絞り込まれていると思われることから、風車仮配置の図面提示とさらなる絞り込みが可能とする考え方の説明を求めました。これに対して、事業実施想定区域については図示したものが最大範囲であり、区域を絞り込むことは十分可能、風

車の仮配置位置は方法書に記載する予定で、現時点では22基程度の設定は可能と判断しているとの回答でした。

続きまして、調査、予測及び評価の結果に関する質問です。

7ページをごらんください。

質問番号4-5です。

調査、予測及び評価に関する質問です。どのような根拠で重大な影響がない、重大な影響が回避、低減されている、重大な影響があると考えているのか、その判断基準を確認しております。

ここで、資料1-2の14ページをごらんください。

重要な影響がないとは、種が存在しない、改変を伴わない、風車が視認できない場合、一方、重大な影響があるとは、影響の回避、低減がされていない場合、重大な影響が回避、低減されているというのは、実行可能な範囲でできる限り回避され、または、低減されている場合とのことです。

資料1-1、7ページにお戻りください。

質問番号4-6です。

実行可能な範囲とはどのような意味で解釈しているのかの説明を求めました。これに対して、事業が及ぶ重大な影響に対して、事業計画を考慮し、現実的に実行可能な選択肢の中で可能な限り区域の絞り込みを行うことや施工計画の変更を行うことを指し、そのために事業者ができるだけ努力することであるとの回答でした。

9ページをごらんください。

質問番号4-19です。

評価結果に関するものです。記載されている評価結果は評価の時点が将来に設定されていることから、配慮書時点での結果に基づいた評価を回答するよう求めました。これに対して、動植物及び生態系は配慮書時点で可能な限り区域の絞り込みを行ったことから、重大な影響を回避、低減している、景観については、可視領域や垂直見込み角により定量的な予測を行った結果、配慮書時点における事業実施想定区域が主な眺望方向にないことから重大な影響はないとの回答でした。

10ページをごらんください。

質問番号4-30、4-32です。

植物及び生態系に関する評価結果に関するものです。事業実施による影響を受ける可能性があるかと予測している一方、事業実施想定区域における過去の天然林伐採を根拠に重大な影響はないと予測しているが、過去に伐採されたとしても、その後、重要な種や群落等が生育している可能性は十分あると思われることから、予測の根拠の説明を求めました。これに対して、予測結果を見直し、既存の林道を活用し、新たな土地の改変を極力低減することに加え、現地調査により重要な種や群落の確認を行い、必要に応じて風車の配置検討を含む環境保全措置を検討することを根拠とするとの回答でした。

最後に、11ページをごらんください。

質問番号4-39です。

景観の予測及び評価結果に関するものです。風車の見えの大きさが2度以下であれば景観的にはほとんど気にならない程度である、垂直視野角が2度を下回ることから重大な影響はないとの記載が関係文献の記載に基づく評価となっていないことから見直しを求めました。これに対して、見えの大きさが1.5度を超えることから、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す可能性があるが、主要な眺望方向ではないことから、事業の実施による重大な影響はないと考えるとの回答でした。

本事業への1次質問及び事業者回答に関する説明は以上となります。

なお、配慮書の2次質問については、審議会終了後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきたいと考えております。今回、ゴールデンウィークを挟んでのお願いとなり、大変恐縮ですが、本案件につきましては、5月9日までに質問をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○佐藤委員 図の見方がわからないので、教えてください。

冊子の5ページに事業実施想定区域が赤色で結ばれていますね。また、15ページに赤色の破線で結ばれたものがありますが、これはどういう関係にあるのでしょうか。

また、先ほどの5ページですが、搬入ルートという青色の線があるのですが、これが途中でぶちっと切れているのです。要するに、これは資材を運ぶルートですね。先ほどの赤色の破線の囲みのところで切ったと思うのですが、どこから、どうやって運んできて、また、途中で住宅があるかどうか重要なのですが、それがよくわかりません。

さらに、住宅や静かでなくてはならないような施設があるかどうか、どこにあるのかわからなかったもので、教えてください。

○事務局（中村主査） まず、5ページと15ページの見方についてです。

15ページについてですが、外側に青色の枠を検討エリアとして、その中で既設の道路等を考慮し、なるべく改変しないところを抜き取ったのが赤色の破線のエリアとなります。

さらに、ここから、事業実施想定区域案ということでさらに事業者が絞り込み、5ページの赤色のギザギザの面積が小さくなっているエリアまで絞り込んだということです。そして、風車の運搬等も含め、必要な道路を西側と東側の両方に事業実施想定区域への搬入ルートとして設定しているということです。

次に、道路についてです。

例えば、東側ですと、道道の途中から青色がついており、ちょっと見づらいのですが、5ページの図でいいますと、青色の道路につながるよう、薄い黄色で道路が南北にあるのがおわかりかと思えます。青色のところも含めて、道道です。

道道のうち、どこを拡幅するかなどの計画はまだですが、風車の運搬に関して拡幅する

可能性がある場所を青色の線の搬入ルートとして選定しているということです。

西側も同様で、町有牧場の管理用道路について、どこかまでかは定まっておりませんが、搬入ルートの一部で拡幅する可能性があるということで、事業実施想定区域に含めたということです。

次に、騒音に特に配慮しなければならない施設についてです。

120ページをごらんください。

こちらの図に、事業実施想定区域からの特に配慮が必要な施設である学校、病院、老人ホーム等の配慮が必要な施設までの距離が記載しております。一番近くは松前町立松前中学校で、赤色のエリアの風車設置位置から4.4キロメートルにあります。

なお、搬入ルートからの距離は図示されていません。

次に、住居についてです。

隣の図3.2.5-2では建築物の位置が示されております。これは、人が住んでいないものも含めた建物の位置でして、最寄りの建物は事業実施想定区域から南側に3.7キロメートルの位置にあります。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○山下委員 今の質問との関連で、今さらながらかもしれませんが、搬入ルートの定義がよくわかりません。

例えば、22ページの図を見ますと、今のご質問にもありましたように、途中で青色の線が切れているのです。でも、資材は国道や道道から搬入されるわけですね。そうすると、西側の搬入ルートは、少なくとも、国道のあたりまでは来るような気がするのです。

風車設置想定エリアから何キロメートルまでを搬入ルートとみなすなどの定義はあるのでしょうか。

○事務局（中村主査） 搬入ルートに関し、今回、事業者で想定されているのは、改変を伴うのかどうかとなります。

なお、風車を搬入するに当たっては江差港を考えているようです。

35ページをごらんください。

こちらに風車の輸送に係る主要な交通ルートが示されております。今、委員がおっしゃったとおり、国道、道道を使用することになりますが、まず、江差港に風車を運び、そこから、トラック等を用いて搬入します。

ただ、この図に示されているルートのうち、西側を使うのか、東側を使うのかはこれからとなります。

また、そのルートのうち、風車を運搬するに当たり、もしかしたら道路を拡幅しなければならない可能性があるところを事業実施想定区域の搬入ルートとして青色で示しているということです。

○山下委員 搬入ルートとして改変するところを搬入ルートとみなすということはわかりました。

その上で追加の質問ですが、右側の搬入ルートは道道ですか。

○事務局（武田主幹） 東側に走っているのは道道です。

○山下委員 そうすると、道道を拡幅することになるのですね。

○事務局（武田主幹） そういう可能性があるという判断のもと、青色をつけて搬入ルートとしているわけです。

○事務局（竹澤課長） 道路の関係については質問していきまして、資料1-2の1ページや2ページなどでその関係が示されております。

1ページでは、赤色が国道で、黄色が道道で、紫色が使用予定の町道で、緑色が使用予定の林道ということで、これらがつながっていきまして、その中で改変を予定しているのが青色で示されていたところですよ。

そして、事業者からは、将来的に西側のルートか東側のルートかを絞って搬入ルートにしたいとの回答があったかと思えます。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

○玉田委員 景観について質問します。

資料1-1の9ページの質問番号4-19の事業者回答についてですが、後段に、今後は現地調査を行い、フォトモンタージュによる予測を行い、必要に応じて風車の配置の変更を検討することから景観への重大な影響はないと評価しますとあります。これでは景観への重大な影響があるかどうかわかりませんが、フォトモンタージュは配慮書の段階では出てこないですよ。ただ、ちょっと気になることがあります。

先ほど図書の101ページについて説明がありましたとおり、確かに、渡島半島の西側は風が強く、風力発電を進めるにおいては適地という考え方もあるのかなと思っておりますが、松前城からの景観を考える必要があると思うのです。これがほかの案件と違うのは、多分、山並みを見に来るといって、お城を見に来る人がいるということです。しかし、その後ろに風車があるのは、景観上、幾ら角度が2度以下だからといっても、よろしくないと感じます。

そのため、今言ったように、山並みではなく、お城を見に来ているわけですから、お城を見る眺望点から風車がどういう配置になっているかを質問の中でクリアにしていけないかと思えます。

松前城は私も行ったことがあるのですが、どういう配置かまでは記憶にありません。でも、お城を見るスポットとして考えたとき、バックに風車が来ると厳しく言わなければいけないだろうし、山側からお城を見おろしたときに風車は全然違うところに見えているのですというのなら少し目立ってもやむを得ないのかなとも思えるので、お城とお城の中の公園の事情と風車の位置関係がわかる資料が欲しいと思えます。

○事務局（中村主査） 2次質問で事業者に回答を求めたいと思えます。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

○隅田委員 区域の絞り込み方についてお聞きしたいと思えます。

例えば、6ページの航空写真では、事業実施想定区域として赤色の枠で囲まれたところの西側に道路が西に向かって伸びています。その両脇には、右のページだとわかりやすいのですが、樹林ではないところが結構あるのです。

次のページを見ると、標高も結構高く、さらに、14ページを見ると、絞り込まれたエリアが描かれていないので、わからないのですが、上手に照合してみると、道路が伸びているところのほうが風況はよいのです。

また、95ページを見ていただきますと、事業実施想定区域に囲まれた赤色の枠の中はほとんどが保安林になっていて、西に伸びている道路の脇のところはずかには保安林から外れているのですが、なぜここをわざわざ外し、樹林を潰し、そこに風車を建てる計画にしたのかが理解できないので、それを聞いていただきたいと思います。

次に、資料1-1の2ページの質問番号2-14についてです。

保安林については考慮していないということでしょうか、見解を伺いますとの質問に対し、考慮していますと返事をしているのにもかかわらず、保安林が事業実施想定区域になっているのはどういうことかということです。考慮しているけれども、気にせずやりますと言っているとしか思えないのですが、この考慮していますという意味を質問していただきたいと思います。

○事務局（中村主査） わかりました。

赤色で示している西側の土地は松前町の牧野でして、土地利用については調整が必要になってきます。一方、保安林になっているところは道有保安林で、今後、土地管理のところで調整が行われるかと思えます。

質問1-1にもありますが、事業者がどういうふうにも場所を選んだのかの認識について改めて確認したいと思います。

○事務局（竹澤課長） 保安林の関係についてです。

資料1-1の2ページの質問番号2-8の①において、区域の絞り込みによって保安林を除外しなかった理由について聞いております。その回答ですが、「保安林については、渡島総合振興局西部森林室と協議し、同意を図りながら事業を進めていくこととしており、事業実施想定区域として可能となり得るため、除外していません。なお、これまでも、多くの風力発電事業において、保安林内での作業許可や解除の手続を踏まえて事業が実施されており、当社の既存風力発電所では幾つかで実績があります」というお答えをいただいております。

○隅田委員 ですから、15ページの最初に大きく絞り込んだ赤色の点線枠内から赤色の実線のエリアにさらに絞り込んだわけですね。その点線の枠の中には搬入道路も含まれているのに、そこが事業実施想定区域になっていないところで変な感じがしたので、質問しました。

○事務局（竹澤課長） 赤色の枠の中でなぜ保安林を外さなかったのかは詳しく聞きたいと思います。

○事務局（中村主査） 西側の風況のいいところをなぜわざわざ外しているのかについてですが、図書の12ページをごらんください。

一番下のウの法令等に係る指定地域の確認の中の最後の段落で農業地域についての説明がありまして、主に松前町の町営牧場になっており、町による利用計画を踏まえ、当該区域については風車の設置を行わないこととしたとのことでした。

詳しいことはわかりませんが、この町営牧場は、町の所有地となるわけですが、町の利用計画を踏まえ、ここに風車はつくらない計画にしたとのことでした。ただ、道路として何とか利用できないかの調整をしているということでした。

確かに、委員のおっしゃるとおり、風況が一番いいのは赤色のところになり、こちらのほうが風況がいいのは目に見えて明らかですけれども、ここは風車設置エリアにはしないと判断したのだと思います。

○隅田委員 わかりましたが、その点は事業者にもう一度確認していただきたいと思いません。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○三谷委員 資料1-1の11ページの4-34に、道の駅の駐車場から確かに松前城が見えて、恐らく後ろの山も見えるのですが、②で、地域住民が日常的に利用している眺望点として道の駅とのご意見はいただかなかつたとあります。あそこは、日常的に地域住民が利用するというよりは、観光客が利用するので、観光客の目線から見た眺望もちゃんと考えなければいけないのではないかと思います。そのあたりは、しっかりご指摘いただいて、眺望点として見ていただきたいと思いません。

また、眺望点が少ないのではないかと考えていますが、福島町からは見えないという想定のもとなのでしょう。あるいは、白神岬にも休憩所というか、トイレがあつて、そこからもしかしたら見えるのではないかと思いますので、そのあたりも伺っていただければと思います。

○事務局（中村主査） 後段の福島町側から見えないのかということについてですが、228ページをごらんください。

4.3.4-3の図ですが、風車の視認確認ということで、主な眺望点からの風車の見えをあらわしておりますけれども、薄紫色になっているところが可視領域で、大千軒岳のほうは色がついていて、見づらいのですが、後ろのほうに色がついているので、見える可能性があるかと判断しているのだと思います。

また、福島町について、この図では、福島町側がぼつ切り切れているようにも見えますのですが、こちらは確認しておりません。まさにこの図のとおりなのか、そもそも計算していないのかも含めて、2次質問で聞いてみたいと思いません。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、引き続きご検討いただきまして、5月10日までに追加質問があ

りましたら事務局へ提出いただくようお願いいたします。

それでは、議事（２）に移ります。

議事（２）ですが、本日２回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、２次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤専門主任） 前回の１次質問及び事業者回答に関するご審議に続きまして、２次質問及び事業者回答、関係町長からの意見、答申文（案）たたき台についてご説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

２次質問及び事業者回答について、答申文（案）たたき台に関連するものを中心にご説明いたします。

資料２－１をごらんください。

資料２－２は、適宜、ご確認いただければと思います。

まず、１ページをごらんください。

質問番号１－２です。

図書公表に関する質問です。１次回答では、社内の知的財産を縦覧期間後、公にする考えはないとの回答でしたが、２次質問では、地域住民を含めた利用者の相互理解を深める手段としての有効性について見解を伺いました。これに対して、事業計画中の段階における継続した公表は、万一、計画が延期等になった場合、第三者が利用可能な状況となるため、工事完了までの公表は避けたい、また、地域住民から問い合わせがあった場合は、非公開を原則に検討するとのことでした。

次に、質問番号２－３です。

地域とのコミュニケーションに関する質問です。１次回答では、えりも町長及び関係課へは事業計画、アセス手続を進める旨を連絡したとのことでしたが、地域のコミュニケーション構築には至っていないと判断されることから、２次質問では、今後どのように地域との関係を構築していく予定かの見解を聞きました。これに対して、アセス手続以外の説明会も、地元と協議し、要望を聞きながら順次開催する予定とのことでした。

２ページをごらんください。

質問番号２－７です。

事業実施想定区域に関する質問です。１次回答で示された事業実施想定区域の設定の経緯について、説明が不足している内容であったので、２次質問でさらに確認を行いました。これに対して、風力発電機は主に牧草地に建設する計画であるが、森林エリアでも風力発電機の搬入が比較的容易であると考えられるエリアについては事業実施想定区域として設定、また、保安林にかかっているところに関して、保安林の改変については、関係機関との協議や手続を踏まえた上で、国内でも他事例があることから、除外対象とはしていないとのことでした。

4 ページをごらんください。

質問番号 2-17 です。

先行事業者との協議状況に関する質問です。1 次回答では、現在、特に調整を行っていない、電力会社との連携協議の進捗を見ながら調整するとのことでしたが、電力会社との連携協議と区域の重複に関する事業者間の調整の関係がよくわからなかったため、改めて質問しました。これに対して、電力会社との連携が可能かどうかを見きわめながら事業内容を定め、その後、事業者間協議を行うとのことでした。

6 ページをごらんください。

質問番号 3-17 です。

漁業関係者との協議に関する質問になります。保護水面であり、さけます増殖河川であることから、河川への濁水の流入に関して今後評価を行うとともに、関係機関との事前協議、了解を得てくださいという意見に対して、事前に協議を行う考えであるとのことでした。

12 ページをごらんください。

質問番号 4-14 です。

希少鳥類に関する質問です。1 次質問では、事業実施想定区域が環境省のセンシティブティマップの注意喚起レベル A3 に該当しているため、今後の希少鳥類への対応について質問しています。これに対して、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシの生息状況に基づきレベルが設定されていると考えており、調査内容について種に特化したヒアリングを今後行う予定としています。これを踏まえて、2 次質問では、ヒアリングは方法書に反映されるのか、調査の結果、希少鳥類への影響が認められた場合、どのような対策を想定しているか質問しました。これに対して、方法書には、調査手法のヒアリングを行い、記載する、想定される対応としては、風力発電機の一時的な稼働制限、風力発電機の配置の間隔の検討などを考えているとのことでした。

15 ページをごらんください。

質問番号 4-40 です。

植物重要種に関する質問です。専門家ヒアリングでは、ヒダカミツバツツジを初めとする重要種が生息している可能性が高いことや、同定が難しい重要種として地衣類が生育する可能性、重要種が広範囲にわたり確認される可能性が高いことなどが意見として記載されていますが、専門家ヒアリングの結果をどのように反映しているのかを質問しました。これに対して、生育可能性のあるものに関しては、重要種として配慮書の中で整理しており、環境保全措置については、今後の調査結果を踏まえ、専門家ヒアリングをさらに実施し、検討する予定とのことでした。

19 ページをごらんください。

質問番号 4-36 です。

こちらは、景観に関する質問です。1 次質問では、上歌別地区、東洋地区からの垂直見込み角が配置により 10 度を超えますが、重大な影響が回避、低減されているとしている

理由について質問しています。しかし、回答の内容が明確ではないことから、2次質問においても確認しております。これに対して、住居等から500メートルの離隔を確保するなど、事業実施想定区域の絞り込みを行ったことで重大な影響を低減できていると判断したとのことです。

以上が2次質問及び事業者回答の説明となります。

続きまして、資料2-3で関係町長の意見について概要を説明いたします。

関係する町は、えりも町になります。

えりも町長からは、関係機関と十分に調整し、住民の生活、農林水産業の振興に支障が生ずることがないように配慮することの意見をいただいております。

以上が関係町長からの意見となります。

続きまして、資料2-4で答申文（案）のたたき台についてご説明いたします。

全体の構成は、これまでの答申と同様ですが、部分的にこれまでの審議を踏まえて修正をかけております。

まず、前文では、他の事業の答申文と同様、事業特性、周辺の概況、総括的事項、個別的事項の的確な実施について述べています。特に、第2段落の周辺の概況については、日高山脈襟裳国定公園に隣接する地域であること、同区域内及びその周辺には、IBA、保安林、自然度の高い植生といった重要な自然環境のまとまりの場が存在し、シマフクロウ、タンチョウなどの希少鳥類の生息など、重要な地域であることを踏まえた記載としております。

内容について、一通り読ませていただきます。

第2段落目ですが、事業実施想定区域の東側及び南側は日高山脈襟裳国定公園に隣接し、同区域内及びその周辺には重要野鳥生息地（IBA）や保安林、自然度の高い植生といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、シマフクロウやタンチョウなどの希少鳥類の生息情報があるほか、住居や学校等が存在している。また、事業実施想定区域は、他事業により計画中の風力発電事業と区域が大きく重複しているとしております。

続きまして、総括的事項についてご説明いたします。

(1)につきましては、前回の審議会でのご審議を踏まえて一部修正しております。前段部分の計画段階配慮事項の全般にわたり重大な影響はない、または、重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高いと評価しているが、計画熟度の低い現段階における評価であるとの記載が配慮書の評価結果を肯定しているようにも読み取れるというご指摘を踏まえて、この部分を削除し、総括的事項の(1)では伝えるべきことのみを記載するように変更しております。

(2)では、これまでの意見と同様、事業実施想定区域の設定に当たっての検討過程がわかりにくいものであることから、わかりやすく記載することを求めています。

(3)は、累積的影響に関する内容です。事業実施想定区域は、他事業が先行して環境影響評価手続中の風力発電事業と区域が大きく重複していることから、当該事業者と十分

協議を行った上で風車の配置などの事業計画を検討すること、また、当該事業者から必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することとしています。

(4)は、地域とのコミュニケーションに関する項目になりますが、えりも町長意見、また、最近の案件を踏まえ、今後の手続では住民等への積極的な情報提供、説明などにより、相互理解の促進に努めることとしております。

(5)は、これまでの意見と同様、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすること、縦覧期間終了後の継続した図書の公表など、利便性の向上を求めています。

以上が総括的事項になります。

続きまして、個別的事項に入ります。

内容は、事業特性、地域特性等を考慮し、騒音、超低周波音及び風車の影、水質、動物、植物及び生態系、景観について意見をまとめています。

(1)は、騒音、超低周波音及び風車の影について記載しています。

事業実施想定区域及びその周辺には住居や学校等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じするおそれがある。このため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により、調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔するなどの措置を講じ、影響を回避または十分に低減することとしています。

(2)は水質についてです。

本配慮書では、工事中の水の濁りに関しては、他の配慮書の案件と同様、計画段階環境配慮事項として選定はされていませんが、さけます増殖事業や保護水面があることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、濁水等の防止措置を講ずるなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(3)は動物についてです。

アとイがありますが、アは、希少動物の生息について、環境省センシティブティマップや専門家ヒアリング結果に基づいた記載としており、事業実施想定区域は鳥類への影響を考慮すべき区域を示した風力発電立地検討のためのセンシティブティマップにおいて、シマフクロウなどの分布状況による注意喚起レベルA3及びBのメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされている。また、事業実施想定区域及びその周辺では、専門家ヒアリングにおいて、タンチョウ、オジロワシ及びエゾナキウサギなど、希少な動物の生息やガン類の渡りに関する情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その件を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分

に低減することとしています。

イは、動物全般についてですが、これまでの意見と同様、動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

(4)は、植物及び生態系についてです。

アは、重要な自然環境のまとまりの場についてですが、事業実施想定区域には、ハルニレ群落など自然度の高い植生、襟裳岬海岸草原など、特定植物群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することとしています。

イの植物相、ウの生態系については、従来と同様の意見としており、専門家ヒアリングにおいて、事業実施想定区域及びその周辺における希少な植物種の生育に関する情報が得られたことも踏まえ、専門家などからの助言を得ながら植物相を的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

ウの生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で、調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとしています。

(5)は景観についてです。

眺望景観に関することと、眺望点での風車の垂直見込角について記載しています。

事業実施想定区域は、さまざまな景観資源を有する日高山脈襟裳国定公園に隣接しており、風車の設置により、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、主要な眺望点である東洋地区や百人浜などからは、風車の垂直見込み角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することとしています。

答申文(案)たたき台の説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○池田会長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。

○秋元委員 答申文の個別的事項の(4)についてです。

植物及び生態系のウに、上位性注目種や典型性注目種という言葉が出てきます。典型性注目種に入るのかもしれませんが、希少種や絶滅危惧種などという言葉を入れることはできないでしょうか。

私は昆虫に関して注目しているのですが、特に事業実施想定区域の南側に、襟裳岬海岸草原というかなり希少な植物群落があり、そこには群落固有の昆虫類がかなり多く生息していると思います。本来、昆虫は動物ですが、植物と密接に結びついているので、具体的にはヒメシロチョウやゴマシジミの北海道・東北亜種がいる可能性があります。かなり希少な昆虫類がいる可能性がありますので、少なくとも絶滅が危惧される種とか希少種という言葉を入れていただけないかと思いました。

○事務局（佐藤専門主任） ただいまの委員の意見についてですが、動物の希少種については、上の（３）で意見として触れております。今の（４）のウは、生態系の構成要素について触れていますので、そのような書き分けとなっております。さらに、具体的な種への対応が必要でしたら、計画熟度が高まり、調査結果が出た準備書の段階で詳細に触れることになろうかと思えます。

○秋元委員 では、動物の（３）に襟裳岬海岸草原のような特定の言葉と一緒に希少種について入れられないでしょうか。特定の群落や植生において希少種に注目してというような言葉を入れることも難しいでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 生態系の項目において、上位性や典型性というのは希少種や絶滅危惧種とは別な観点で選んでおりますので、絶滅危惧種などについては、どちらかという重要な動物というカテゴリーの中で予測、評価をしていただくことになろうかと思えます。

そういう意味では、（３）のイで、動物相については、専門家等の助言を得ながら的確に把握し、適切な方法により予測、評価を実施しとありまして、重要な動物の中に昆虫類も入ってきます。

ですから、今のご指摘を入れるとすると、イの中に地域特性を踏まえというような文言を入れることはできるかと思っています。

○秋元委員 わかりました。

この段階ではなくても、後の答申文（案）などで問題があったら指摘いたします。

○事務局（竹澤課長） これはまだ配慮書の段階ですので、今後のおおまかな留意事項を書いております。方法書の段階で、具体的な調査ルートをどこにするかとか、昆虫類はどのように調査するのかなどの手法が明らかとなったときに、それでは足りないのではないかなど、具体的な段階で指摘したほうがよりわかりやすくなると思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 他事業との関係がやはり気になります。次の審議事項のえりも風力発電所と北側のエリアが重なっていて、環境の問題と言い切れるのかどうかはわかりませんが、今回の配慮書の答申文（案）たたき台では、総括的事項（３）で当該事業者と十分協議を行った上で風車の配置などの事業計画を検討することという当たり前のことが書かれています。

これだけ重なっていて、えりも岬風力発電事業について、配慮書から次の方法書の段階

に行けば、ある程度の調整が進んだものを期待して、こういう答申文（案）の文言にしているという理解でいいのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 当然、そのようなことを期待し、このような答申文（案）としていているところです。実際には事業者間の調整となりますけれども、道は具体的にどのようにしなさいという立場にはありませんので、今言えるのはここまでかと思っております。

○玉田委員 わかりました。

QアンドAを見ても、事業者回答でまだすっきりしない表現があります。ただし、この調子でいくと、北側のエリアでは、エリアをすみ分けするのか、あるいは、入れ子状態に入ってくるとなるとかなり窮屈な配置になるのは自明ですから、すみ分けをしないと環境的にも問題が出てくるだろうということは予想がつきます。すみ分けしたところで事業が成り立つのかどうかは我々の知るところではありませんが、この区域に二つの事業が入り込んだ状態で風車が建つことに対しての環境への問題は考えていかなければいけないと思います。

今、武田主幹からそういう回答をいただいたので、言葉としてはこれが精いっぱいだと思いますが、議事録にこのことが残りますから、それを事業者に伝えていただいて、次の段階では、バッティングしているところははっきりしてくださいということを念押ししたつもりで質問しました。

○事務局（竹澤課長） 我々も、より現実的な事業計画の内容に基づいて環境影響を見ていきたいと思っておりますので、そういう意味も込めて、このような答申文（案）とさせていただきますところではあります。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○三谷委員 先ほど秋元委員からお話がありましたように、専門家へのヒアリングということで、動物の専門家と書かれていて、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類のことは言っているのですが、昆虫について話をしていただける方がいないように思います。全ての分類群について話をいただけるようにヒアリングをしていただきたいと思います。

私が見る限り、223ページからは昆虫類の話をしていただけている方がいらっしゃると思います。動物と書いてしまうと、同じような専門家に聞いて、同じような回答になってしまう可能性があるのもう少し詳しく書いたほうが良いと思いました。

○事務局（武田主幹） 今の三谷委員と先ほどの秋元委員の話も踏まえて、地域特性も考慮して、昆虫の専門家へのヒアリングも行うように、方法書以降で対応したいと思います。

○三谷委員 また、2018年12月に撤去済みの風力発電所は、日本風力開発株式会社が行っていたものです。多分、アセス案件になる前に建てられたと思うのですが、このときにバードストライクがどのくらいあったかなどの情報をこの会社ではお持ちなのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 環境影響評価、あるいは、設置後の調査は行っていないということだったので、バードストライクについて具体的に聞いておりませんでした。

各地の風力発電所でどのようなバードストライクが起こったかについては環境省と北海道で記録しているところですが、この事業地において記録しているものはなかったと記憶しております。

○三谷委員 それでは、このときには事後調査は行っていなかったということですね。ですから、データも余りないので、それを踏まえて評価してくださいとは言えないということですね。

○事務局（武田主幹） はい。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 個別的事項（４）の植物及び生態系のアのところで、事業実施想定区域にはハルニレ群落など自然度の高い植生という表現があり、自然度の高い植生の代表としてハルニレ群落と書いてありますけれども、ハルニレを持ってきた根拠はどこにあるのでしょうか。

○事務局（佐藤専門主任） 事業実施想定区域において、ハルニレ群落が自然度の高い植生の中では面積的に大きいため、代表例として挙げております。

○岡村委員 面積的に大きいからということですが、それは図面を見ればわかるのですね。

○事務局（佐藤専門主任） はい。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○山下委員 累積的影響の関係で1点質問いたします。

次にあるえりもの場合は、方法書まで行っておりますので、順番からいくと次は準備書ですね。準備書については、先ほど話がありましたように、縦覧期間には準備書をインターネットで公表されるわけです。

仮の話ですが、えりも風力発電事業の準備書ができて、縦覧期間の間にインターネットで公表されているとします。そのときに、日本風力開発株式会社は、縦覧期間中にえりもの準備書を調べて、その情報を取り入れなければいけないということになりますか。

例えば、そういう縦覧期間で公表されているにもかかわらず、それを全く見ずに累積的影響は評価できないということになるのはどうかと思って質問しました。

○事務局（佐藤専門主任） えりもの案件に関しては、先行している方法書の段階のアーカイブ・パートナーズ、図書をインターネットでずっと公開しています。

また、図書の公表についても質問しておりまして、資料2-1の質問番号1-2の②ですが、事業実施想定区域が重複するえりも風力発電事業では、縦覧期間後も図書の公表を行っております。累積的影響の検討に際し、相互の情報交換が必要になると考えますが、この点について見解を求めています。累積的影響に伴う影響については、図書を公開していなければできないということはないので、必要な時期になったらちゃんと協議をしますという回答になっております。

ですから、累積的影響についても今後きちんと検討していただけると考えたいところで

す。

○山下委員　ここで言っている事業者と協議するというのは、例えば、インターネットで公表されている準備書の内容より詳しいデータを相互に情報共有するということは望ましいのですけれども、本当にそういう意味なのか、インターネットで公表されている準備書には目もくれず、事業者同士で形だけの協議をしましたというのでは困るなという気がします。

○事務局（竹澤課長）　先ほど山下委員がおっしゃっていたように、既に先行事業者が準備書を縦覧していれば、そのデータは公表されていることになりますので、そのデータを拾おうと思えば拾えます。そのデータを確実にとれる前提で累積的影響は考えていただくことになろうかと思えます。さらに協議し、もっと詳しく精度の高い予測ができるのであれば、それにこしたことはないと考えております。

○池田会長　そのほかにいかがでしょうか。

○奈良委員　総括的事項の（４）についてです。

先ほどコミュニケーションについてというご説明がありました。目的の相互理解の促進というのは誰と誰が行うものなのかと思いました。コミュニケーションだけなのであれば、地域との相互理解に努めることになるし、今の議論のように、地域や他事業との相互理解の促進になるのか、あくまでもコミュニケーションだけなのか、疑問に思いました。

○事務局（武田主幹）　ただいま奈良委員から質問のあった件ですが、相互理解の前に、住民等への積極的な情報提供や説明などという文言を入れています。住民等というのは、地方自治体や地域の関係者も含まれていまして、地域関係者との相互理解の促進という意味合いで使っております。

○池田会長　今のところにも関係するのですが、資料２－１の１ページの質問番号１－２で、先ほど出ていました累積的影響について、えりも風力発電との調整については、２次質問の回答とそぐわないような気がするのです。②で協議いたしますと書いてありますけれども、①では、風力発電所工事完了まで公表は避けたいとあって、これは情報を出さないと言っているようなものです。こういう状況で本当に協議できるのかどうか、本当に不安な状態だと思います。さらに、この①は、風力発電所工事完了までは公表は避けたいということで、工事が完了した後には表示するととっていいのかどうかも難しいところですが、①と②で都合よく使い分けているような気がします。

そこで、（４）の相互理解についてですが、あくまでも住民等であって、他事業との相互理解にすることはできないでしょうか。

○事務局（竹澤課長）　他事業者との調整は総括的事項の（３）で十分に協議を行ってくださいという趣旨で書いております。（４）は、あくまでも住民等への積極的な情報提供等ということです。

実は、（４）と（５）は過去の案件でもともと一つの文章にしていたものをあえて分けたためにわかりづらくなったかもしれません。要するに、広く住民に意見を求める、住民

との相互理解を促進するということが必要ということで、(4)と(5)は同じく住民等に対する内容で、(3)は他事業者との協議・調整という切り分けをしているところです。

○池田会長 では、(3)が先ほどの質問番号1-2の②に、(4)が①に対応していると考えればよいわけですね。

○事務局(竹澤課長) 質問番号1-2の①は、1次回答で巨額を投資して得た知財を縦覧期間終了後に公にする考えはないということに対して、対住民との相互理解を深める手段として公表は有効ではないでしょうかということを質問したものです。一方、先行している事業者は公表しているけれども、累積的影響などを検討するに当たり、相互の情報交換が必要になるのではないのでしょうか、累積的影響を検討する上で公表するのがよろしいのではないのでしょうかということを聞いたときの答えが②です。

いずれにしても、アセス図書は公表が望ましいということで、相互理解の促進は対住民ということですが、結果として他事業者が活用することもできると考えております。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○三谷委員 (4)に、住民等への積極的な情報提供や説明などによりとあります。通常、どのように説明会を行っているのかわかりませんが、町の広報誌などに出すと思うのですが、えりも風力発電とえりも岬風力発電を同じものだと思っていないのかどうか、すごく気になります。例えば、またやるのかという感じになっていないのか、二つの事業が同時に走っていることを地域の人がわかっているのか、つくるときの搬入路もそうで、1事業なら数カ月ですけれども、2事業が行われれば延びるでしょうし、掘削して川が濁るのも、1事業なら1回かもしれませんが、2事業なら次の年もまたということもあると思いますので、そういうことが理解できるような説明をしているのかどうか気になりました。

○事務局(竹澤課長) まさしく、累積的影響のお話かと思えます。先発事業者は、後発事業者の事業計画をわからない可能性が高いので、自分のところの予測、評価の結果を説明するのだと思えますが、後発事業者は、先発事業者の事業内容を踏まえて、累積的影響がどうなるのかということの説明することになるかと思えます。

○三谷委員 それでは、住民等への積極的な情報提供や累積的影響の説明などによりということを行ったほうが良いと思えます。

○事務局(竹澤課長) 今の時点で、どの程度の累積的影響が生じるとか、具体的な切り分けがどうかというのはわからないところがあります。当然、累積的影響を予測、評価すれば、それを説明することになりますので、そこまで具体的に書かなくても大丈夫かと思っております。

○三谷委員 どういう説明をされているのかわかりませんが、例えば、風力発電事業をすることによって、町にとっていいことと、デメリット、どれくらい改変するかということをお話されると思うのですが、他事業に加えて、この事業を後発でやることによるメリット、デメリットもちゃんと説明されるということではないのですか。

○事務局（竹澤課長） 環境影響評価の制度の中では、あくまでも、環境保全上の観点から説明することになっております。アセス法の中でも住民説明会をやりなさいということになっており、もちろん、準備書の内容等、基本的には環境への影響についての説明が法的に求められております。プラスアルファ、地域に対してどんなことを説明するかは任意になろうかと思えます。あくまでもアセス制度の中では環境保全上のことについての説明をすればよいことになっております。

○三谷委員 そうすると、累積的影響についての説明は、後発の事業の準備書が出た段階で行うということですか。

○事務局（竹澤課長） はい。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 幾つかの論点がありました。

一番最初は個別的事項（３）の動物についての昆虫の取り扱い、希少種の問題に関しては、配慮書の段階ですので、方法書以降で対応するということと、累積的影響に関しては、総括的事項の（３）（４）と関係していますが、方法書、準備書の段階で今後の状況を見ながら対応していくことになろうかと思えます。

そういう対応でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、（仮称）えりも岬風力発電所計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しては、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事（３）に移ります。

議事（３）は、本日２回目の審議となる（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議が終了した後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

まずは、事務局から、方法書に対する意見の概要と事業者の見解、２次質問と事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤専門主任） まず最初に、資料３－１により、方法書についての意見の概要と事業者見解についてご説明いたします。

１ページをごらんください。

まず、公告、縦覧の内容についてです。

公告の日は、平成３１年２月６日です。

公告の方法は、日刊新聞紙（北海道新聞）と折り込みチラシ、事業者のウェブサイトとなっております。

図書の縦覧場所は、日高振興局とえりも町役場の2カ所、そのほか、事業者ウェブサイトによる電子縦覧を行っています。

2ページをごらんください。

意見箱への投函、意見書の郵送は合計で9名となっております。

（5）の説明会についてですが、えりも町福祉センターにおいて、2月17日から18日にかけて3回行っております。

3ページをごらんください。

意見書の提出期間は、平成31年2月6日の公告の日から3月20日まで行い、その間に、9通、総数で87件の意見がありました。

その内容ですが、4ページ以降が提出された意見とそれに対する事業者見解となります。数がかなり多いので、かいつまんでご説明いたします。

まず、5ページをごらんください。

ナンバー4です。

コウモリ類の保全措置として、フェザリングやカットイン調整を行ってほしいとの意見がありました。これに対して、コウモリ類の予測、評価では、専門家等の意見を踏まえ、実行可能な範囲において保全措置の検討を進めるとの見解となっております。

8ページをごらんください。

ナンバー22です。

こちらもコウモリ類の保全措置についてですが、樹林から200メートルの範囲に風車を建てないこと、カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定することがコウモリの保全措置として有効であるとの意見です。これに対して、本事業における風力発電機の設置予定位置はほとんどが牧草地となっている、また、コウモリ類の予測、評価については、専門家等の意見を踏まえ、実行可能な範囲において保全措置を進めるとの見解となっております。

10ページをごらんください。

ナンバー32です。

鳥類の渡りに関する意見ですが、特に秋の渡りのルートでは、襟裳岬は本州に向かって渡る際に鳥類が集結する場所となっており、バードストライクや障壁影響など渡り鳥に与える影響が大きい可能性があるため、十分な調査により、影響がないようにとの意見です。これに対して、十分な調査を行い、渡り鳥に与える影響を実行可能な範囲で回避、低減できる計画に努めるとの見解となっております。

11ページをごらんください。

ナンバー37です。

猛禽類の調査範囲について、方法書に示す半径1.5キロメートルより広い範囲を調査

範囲とすべきとの意見がありました。これに対し、猛禽類の出現状況により、さらに広範囲を対象とすることもあるため、出現状況に合わせて適宜変更するとの見解となっております。

14ページをごらんください。

ナンバー63です。

ニホンザリガニの生息に関して、風力発電機の建設予定地を流れる沢にはニホンザリガニの生息が確認されていることから、詳細かつ慎重な調査が必要との意見です。これに対して、予定地付近を流れる沢では、詳細かつ慎重な調査を行うとの見解となっております。

簡単ではありますが、以上が環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解の説明となります。

続きまして、資料3-2により、方法書に対する質問事項及び事業者回答についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

質問番号6-2です。

参考項目にある建設機械の稼働に伴う振動の影響を非選定とした理由についてです。本質問では、発電所アセスの手引にある環境影響を受けるおそれがある地域（原則として対象事業実施区域及びその周辺1キロメートルの範囲内）と定義されていることに対して、本事業では、区域と住居との距離が最短500メートルであり、環境影響を受けるおそれがあるにもかかわらず選定しなかった根拠について聞いています。2次質問では、発電所アセス省令に基づき、環境影響が小さいとした根拠である振動の仮定計算を行っておりますが、これは予測、評価を行ったものであり、その結果、影響が小さいとして、これに基づいて予測、評価の対象としないことはロジックとして矛盾があるのではないかという質問をしました。これに対して、実際の工事計画に基づく予測、評価と今回の仮定の計算は違うとのことです。しかし、項目として選定し、予測、評価を行った場合との違いがわからないことから、3次質問で確認していきたいと思っています。

6ページをごらんください。

質問番号6-12です。

植物重要種に関して、専門家意見にあるヒダカミツバツツジ群落の確認は、花の咲いている時期に踏査を広範囲に行う予定なのかという質問をしました。これに対して、文献等により確認されているえりも岬ヒダカミツバツツジ群落において、花期に生育の状況や範囲の確認を行うとの回答がありました。

8ページをごらんください。

質問番号6-20です。

こちらでは、環境騒音の測定時期に関する質問をしております。本方法書では、現地調査は2季となっておりますが、騒音の測定マニュアルでは原則として4季となっております。2季とした根拠について質問しております。1次回答において、冬季に調査を実施しない理

由として、強風であり、騒音測定の時期として不適であることを挙げており、2次質問では、マニュアルにある調査時期を減じてもよい理由に該当しないことから、改めて理由を聞いたところ、1次回答とほぼ同様の回答となっております。したがって、3次質問において改めて確認したいと考えています。

15ページをごらんください。

質問番号6-56です。

生態系注目種の選定についてです。典型性種としてエゾタヌキを選んでいますが、生息環境は一般的に森林から林縁部であり、改変箇所となる牧草地を主な生息環境とする生物種に比べ事業による影響を受ける程度が相対的に小さくなるのではないかと、エゾタヌキを注目種にすることにより適切な予測、評価が可能なのかという質問をしております。これに対して、生態系の評価は、改変部のみではなく、対象事業実施区域が位置する広域な環境における生態系機能を担う種を評価することから、改変部を利用しなくても事業地全体で利用が考えられる種を選定すべきとの回答となっております。

16ページをごらんください。

質問番号7-1です。

植物及び生態系に対する知事意見への質問になります。

あわせて、別添資料の9ページ、10ページをごらんください。

1次質問、2次質問ともに、専門家意見の結果が生態系注目種の選定にどう反映されているかが不明であるため、質問しております。これに対して、別添資料の示す詳細な選定根拠を示したマトリクスとして専門家意見を反映させたとの回答です。

また、2次回答の中で、典型性種について、地上性の種を対象としたことから、風力発電機の稼働による影響ではなく、改変エリアの利用の有無を基準としたとありますが、これは、さきに説明した質問番号6-56の2次回答にある改変部を利用しなくても事業地全体において利用が考えられる種を選定すべきとの記載と矛盾していることから、3次質問で確認を行いたいと思っております。

20ページをごらんください。

質問番号7-23です。

今後の対応方針についての質問です。1次質問において、周辺環境への重大な環境影響が回避または低減できない評価された場合は、事業計画の見直しを行うと方法書に記載がありますが、重大な影響であると判断する際の具体的な基準を選定した環境影響評価項目ごとに聞いています。1次回答では、重大な影響として極めて深刻な事態に相当するものを挙げています。2次質問では、このような深刻な事態に陥らないため、事業性を優先し、事業計画の見直しを行わないのが事業者の方針かを確認したところ、2次回答では、重大な影響については必ず避けること、それ以外の場合でも、環境保全措置を講じて環境影響を回避または十分に低減できない場合、実行可能な範囲内、この定義として、事業者として対応を約束できる限り見直しを行うとの回答でした。

しかし、事業者の考える実行可能な範囲内の定義が技術的に可能な範囲などの環境影響評価における定義とは異なっており、どちらかという事業者都合になっているところがあります。このことは、環境影響評価の根幹にかかわる部分であるため、3次質問では、その他の記載を含めて全体を通じて確認を行っていきたいと考えています。

本事業の2次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、本案件につきましては、改めて委員の皆様に対し追加質問の依頼をさせていただきます。10連休を挟み、正味の期間が短くて恐縮ですが、5月10日までに追加質問をお願いしたいと思います。

○池田会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。

○奈良委員 資料3-1の17ページに意見書6から9まで載っていますが、住民の方から、停電になるのが大変なので、ぜひ早く工事してほしいという意見が四つ出されています。それに対する当社の見解ということで、停電時に貢献することは本事業の大きな目的ですと書かれています。

実際に、ブラックアウトのときに、道内にたくさんある太陽光発電も風力発電も北電の送電網を使ったために余り役に立たなかったという現実があります。それに対して、早急に実現したいと思えますと元気に回答していらっしゃるのですが、ブラックアウトに対して、送電網は全く別で、北電でだめになったときも自分のところだけはちゃんと動くのだという自信があって書いているのか、応援してくれている住民に対してはよしやるぞというふうに見えて、本当にそういう準備ができていての意見なのかどうか、すごく疑問に思いました。そこを質問していただければと思います。

○事務局（武田主幹） この事業者は、配慮書の段階からこのようなことをうたっていますので、実際にどのような段階まで検討が進んでいるのか、改めて確認したいと思います。

○河野委員 私もそのことについて質問したかったので、少し加えたいと思います。

確かに、一般の意見に対してはすごく夢のようなことを書いていますが、図書の2ページの今回計画しているという段落の下に、送電網強化や蓄電池の設置等により地域のインフラの充実を担うことを検討していると書いてあります。事務局からの質問に対して、資料3-2の1ページの質問番号2-1では、電力が絶たれたときに、風車も電力を必要とするわけですが、電力が来なかったときにも自立することを目指していると。ですから、これは一歩手前のところであって、事業者回答としては、そのような活用できるシステムはまだ構築されていませんとあるのです。ですから、自分のところの電気を賄うこともまだ十分にできていないのに、この図書にそういう担うことを検討していると書くのはどうなのかと思いました。

これについての具体的な質問は、後で考えてメールをしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹澤課長） 災害時の分散型電源を活用できるシステムはまだ構築されていま

せんという意味が、技術的なことなのか、この地域で構築されていないということなのか、ややわかりづらいので、改めて確認したいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 10ページの質問番号6-32についてです。

1次質問と2次質問があり、2次質問では外来植物が入ることによって動物への影響を予測すべきと言っているわけですが、回答としては、それはするつもりがありませんということで、ああ、そうですかとするのか、もう少し突っ込むのか、どのように考えておられますか。

○事務局（竹澤課長） 外来植物が拡大することによる影響をどのように考えているのかを確認しようと思っておりました。ですから、事業者として、植物だけではなく、動物や生態系への影響に関して、予測することは考えていないと回答しているけれども、本当にそれでよろしいのかということは確認したいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 先ほどから問題になっている前の案件との重複の関係ですが、後発のものとのどういう関係にあるのかについて、どう聞くことになるのですか。

今、議事（3）で上がっている案件は先発のもので、議事（2）で議論したものに対しては、QアンドAでも2-17で質問して協議してくださいという答申案をつくったところですが、先発のところにも後発の事業者とどういう協議をするかという質問をぶつけなければいけないと思っています。これについてはどうでしょうか。

○事務局（竹澤課長） どちらが先に準備書に取りかかるかということもあろうかと思いますが、今の段階では具体的な諸元などがわからないので、累積的影響は検討できないと思います。ただ、仮に先発と後発が逆転したらどうなるのかなど、当然、相手を見ながら検討する必要があると思いますが、後発事業者が先行事業者の計画を見ながら累積的影響を予測することが基本かと思っております。

○玉田委員 先ほどのえりも岬風力発電のほうは、他事業と十分協議を行った上でという文言を答申に入れております。今回の案件は、答申はまだ先ですが、他事業との関係を答申の中に盛り込んでいくことになっていきませんか。

○事務局（竹澤課長） 累積的影響の評価のルールについては国から示されておられませんので、どのように見込んでいくのかについては我々で考えなければならぬと思っております。

過去の例では、後発事業者が先発事業者の諸元がわかったものを参考に予測、評価しなさいという意見を述べておりますので、基本的にはそういう形になろうかと思っております。先発事業者が後発事業者を見なければならぬというのはどういう趣旨なのでしょう。

○玉田委員 後発の事業に対する答申文（案）では、先発の事業者と協議を行うこと、その上で累積的影響について適切にということですが、これだけ事業が重なっている中で、先発と後発があるのかもしれませんが、本来、後発のところが先発の事業者に対して協議

してくださいと言うのが仁義だと思えますけれども、先発の事業者に対しても、こういうものが出ているのだということをどこかの段階で把握してもらって、事業を進めていかなければならないと思えます。それを答申に書く必要があるかどうかは考えなければいけないと思えますが、QアンドAの中で、今、こちらでこういう事業を掌握していて、それに対して先発事業者としてはどう考えているのかという質問はできるのではないですか。

○事務局（竹澤課長） 了解いたしました。3次質問で今おっしゃられた趣旨の質問をしたいと思えます。

○池田会長 今の点は非常に重要だと思えます。今は、先発のえりも風力発電事業のほう情報がオープンにしてくれているので、それをもとに、えりも岬風力発電のほうに、公開されているのだから考えて対応しろと言えますけれども、もし準備書の順番が逆になったら、えりも岬風力発電のほうは、知的財産に関しては完成するまで情報は出さないと回答が出ているので、後発も情報を得られなくなる可能性があります。そういう状況の中で、両方とも事業を進めようとしていることは明らかですので、今の段階でどのように協議するかしないか、相手側を待つのか、そのあたりの対応についてアールイー・パートナーズに聞いておくことは重要だと思えます。その点、ご配慮をいただければと思えます。

そのほかにかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 一通りの審議が終了しましたので、ここで非公開審議について確認させていただきます。

委員の皆様から、希少種に関してご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

（挙手する者なし）

○池田会長 それでは、本議事については、非公開審議は行わず、これで審議終了とさせていただきます。

これをもって、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は、長時間にわたり、三つの事業についてのご審議をいただき、大変ありがとうございました。

次回の令和元年度第2回北海道環境影響評価審議会につきましては、5月30日木曜日の13時30分から、北海道第二水産ビル8階の8BC会議室で開催する予定です。

詳細が決まりましたら改めてご連絡を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

また、現在の第20期の審議会は本日が最後となりますので、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 ただいま説明がございましたように、第20期の委員によります審議会は本日が最後となりますので、一言、ご挨拶を申し上げます。

この2年間、ほとんどが風力発電事業の案件でしたけれども、非常に多くの案件について、大変お忙しい中、毎月のように開催しました審議会はもとより、全道各地で行いました現地調査にもご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

また、今期をもちまして、池田会長、岡村委員、佐藤委員、また、本日もご欠席ですが、中津川委員が退任されることとなります。池田会長をはじめ、退任される委員の皆様には、長期間にわたって本審議会の運営にご尽力いただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。

また、その他の委員の皆様におきましては、次期審議会の委員の再任を快くお引き受けいただきました。この場をおかりして、厚く御礼申し上げます。

今後も、風力発電事業を中心に多くの案件が見込まれますけれども、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

間もなく平成から令和へ元号が変わり、また、道でも、昨日、鈴木知事の体制がスタートしまして、ちょうど時代の転換期となっておりますが、北海道の豊かな環境を守っていかうという道の方針はこれまでと変わりありませんので、委員の皆様には、それぞれのお立場から、今後とも本道の環境保全に向けてご指導、ご助言を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、今期最後の審議会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○池田会長 私もこれで退任となりますが、拙い司会等で多々ご迷惑をかけたと思いますが、皆様の大変なご協力をいただいたことに本当に深謝いたします。

継続される委員の皆様には、まだ課題が山積していますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上

